

令和6年能登半島地震で 人的・住家被害を受けた人へ

▶ 義援金 第1次配分

ワンストップ窓口：役場本庁舎町民ホール、富来活性化センター町民大ホール（9:00～17:00）

今回の地震で被災した人に対し、国内外の皆さまから寄せられた義援金を、次のとおり配分します。
※義援金は、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

1. 配分対象・配分金額

今回の震災で、下表の被害区分に該当した場合、被災時に居住していた市町へ申請することができます。

災害弔慰金・災害障害見舞金の対象となった場合（人的被害）、志賀町被災者生活再建支援金の申請をした場合（住家被害）は、義援金の申請をする必要はありません。（義援金が不要な場合は、その旨お申し出ください。）

被害区分	対象	申請できる人	配分金額
人的被害	死者・行方不明者	直系の遺族 (配偶者、子、父母、孫、祖父母) ※いずれも存しない場合は、死亡当時に、同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹を含む	20万円/人
	重傷者	負傷した本人	10万円/人
住家被害	全壊	住居に居住していた世帯主	20万円/世帯
	大規模半壊		15万円/世帯
	中規模半壊		10万円/世帯
	半壊		5万円/世帯

※人的被害と住家被害は重複して申請することができます。

6市町全住民	令和6年1月1日時点で、6市町 (令和5年12月末時点の住民基本台帳：七尾市48,264人、輪島市23,118人、珠洲市12,573人、志賀町18,255人、穴水町7,347人、能登町15,187人)に住居登録をされていた人	本人または世帯の構成者 全住民一律5万円の配分は、石川県に申請をお願いします。(下記参照)
--------	---	--

令和6年1月1日、志賀町に住居登録していた皆さまへ

▶ 義援金（特別給付分）配分

全住民一律5万円の配分は、石川県に申請をお願いします。

今回の地震で、ライフライン（上下水道、道路、電気など）に甚大な被害を受け、過酷な生活を強いられてきた6市町の皆さまに、第1次配分として決定された義援金を配分します。

1. 配分対象・配分金額

対象	申請できる人	支給額
令和6年1月1日時点で、志賀町に住居登録をしていた人	本人または世帯の構成者	5万円/人

2. 申請開始時期・申請方法 詳細は、以下の石川県ホームページを確認してください。
(<https://ishikawa-gienkin.jp>)

【専用コールセンター】 ☎ 0120-102-829 (受付：9:00～18:00 / 土・日・祝含む)



※詐欺などの犯罪に注意してください。国・県・市町が、手数料やATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

被災家屋などの公費による解体・撤去

申請書類の配付は、3月1日(金)から、ワンストップ窓口で行います。

ワンストップ窓口：役場本庁舎町民ホール、富来活性化センター町民大ホール（9:00～17:00）

公費解体制度

■被災家屋などの解体・撤去制度



1. 解体・撤去の対象

- ・「り災証明書」で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された家屋など。
- ・撤去するものは、倒壊の恐れがある、または壊れた家屋などで、それ以外の塀・擁壁・樹木などは対象外です。
- ※ただし、対象外の塀・擁壁・樹木・カーポートなどでも、撤去工事の支障となるものは、撤去する場合があります。撤去の対象は事前立会い（現地調査）で決定します。
- ・被災建築物の一部のみの撤去はできません。（原則、被災建築物の全体が、撤去の対象）
- ・被災家屋などと接続している上下水道管や浄化槽などは、地上部分の撤去と一体的に取り壊されるものに限り、撤去の対象です。
- ・道路に面した倒壊寸前の建物や隣接住宅に被害を及ぼす可能性がある全壊家屋などは、町が緊急的に撤去を要請することがあります。

2. 注意点

- ・本制度で撤去を希望する場合、事前に申請が必要です。
- ・本制度の申請者は、令和6年1月1日時点で、志賀町内に所在する被災家屋などを所有する者または当該所有者の相続人などです。
- ・申請は、被災家屋などの共有者や抵当権者の全員の書面による同意が必要です。
- ・撤去工事の順番は申請の受付順ではありません。撤去の工事日は、他の撤去物件との調整が必要のため、希望に沿えない場合があります。

3. 受付期間

住家が全壊・大規模半壊

令和6年3月16日(土)～9月30日(月)

上記以外

令和6年3月23日(土)～9月30日(月)

4. 受付窓口

☎ 地震災害に関する町民電話相談 ☎ 32-4964

【受付窓口】 志賀町役場 1階大会議室、 富来活性化センター町民大ホール

【受付時間】 9:00～12:00、13:00～16:00

※環境安全課では受付していません。

費用償還制度

■すでに被災家屋などを解体・撤去した人への費用償還



1. 償還の対象

- ・「り災証明書」で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された家屋などを、自らの費用負担ですでに撤去した人か、これから解体工事を発注する人。（撤去後、解体事業者に代金を支払った後に申請）
- ・「り災証明書」で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された家屋など（被災した家屋、家屋と一体的な小屋・納屋など、中小企業の建物）の解体費用です。塀や擁壁、樹木などの解体・撤去費用は対象外です。（家屋などの解体に支障となるものを除く）
- ・次のいずれかに該当する場合は、家屋などの基礎部分（杭基礎は除く）の撤去費用も対象です。ただし、地下室は対象外です。
 - 3階建までの戸建住宅
 - 戸建住宅以外の家屋などで、2階建以下かつ高さが10m以下のもの
- ・被災建築物の一部のみを撤去した場合は本制度の対象外です。また、撤去後の整地工事費も対象外です。
- ・被災家屋などと接続している上下水道管や浄化槽などは、地上部分の撤去と一体的に取り壊されたものに限り、対象です。

2. 償還払いの金額

- ・町の基準により算定した金額と申請者が解体事業者などへ支払った金額のいずれか低い方の額をお支払い（償還）します。そのため、費用の全額が償還とならない場合がありますのでご了承ください。

3. 受付期間

令和6年4月2日(火)～9月30日(月)

水道の断水復旧状況と給水所

岡まち整備課上下水道室 ☎ 32-9241

通水可能な地域から順次、基幹となる管路の漏水調査を行いながら作業を実施しています。
 なお、富来地域では、配水管の漏水や復旧工事などで、配水管を流れる水の流速が急激に変化したことにより、配水管内のサビが流れ出し、赤水が発生する場合があります。蛇口からしばらく流して透明になってから使用してください。



水道復旧状況



減免



漏水



節水

給水所設置場所 (3月1日現在)

【無人給水所：10箇所】(常時開設)

- ①志賀町文化ホール
- ②富来活性化センター
- ③福浦公民館
- ④熊野交流センター
- ⑤稗造スポーツセンター
- ⑥西海公民館
- ⑦西浦防災センター
- ⑧能登富士ふれあい文化センター
- ⑨赤崎構造改善センター
- ⑩笹波集会所



給水所最新情報

農林水産関係被害の支援策

今回の地震で、地震災害の影響を受けた農林漁業者の皆さまへの支援策が農林水産省より発表されています。

【支援策の例】

- ・農地利用効率化等支援交付金 (被災農業者支援タイプ)
被災した農業用機械、加工施設、畜舎などの再建、修繕
- ・水産業共同利用施設緊急復旧整備事業
被災した漁業者などの水産業共同利用施設など(荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設、製氷施設、養殖施設など)の整備

各種支援策は、以下のホームページをご覧ください。

【農林水産省ホームページ】

令和6年能登半島地震に関する情報
<https://www.maff.go.jp/j/saigai/r6notojishin.html#package>



また、地震災害の影響を受けた農林漁業者を支援するための相談窓口が、次のとおり設置されています。

機関名	農業・畜産関係	水産関係	林業関係
農林水産省	北陸農政局企画調整室 ☎ 076-232-4217	水産庁漁政課 ☎ 03-3502-7987	林野庁林政課 ☎ 03-6744-1777
石川県など	中能登農林総合事務所 企画調整室 ☎ 0767-52-2583	石川県漁業協同組合本所 ☎ 076-234-8815	中能登農林総合事務所 企画調整室 ☎ 0767-52-2583
	J A 志賀本店 ☎ 0767-32-3880		

※農林水産関係全般の各種支援策や困り事を、志賀町役場の農林水産課でも相談に応じます。

☎農林水産課 ☎ 32-9221

被災自動車の手続き電話相談

今回の地震による被災自動車の抹消登録などに関する登録手続きについて、下記の通り専用電話相談窓口を開設しています。

※被災に伴う手続きに関する相談窓口のため、名義変更などの申請案内は行っていません。

【普通自動車の被災電話相談窓口】

(自動車検査登録手続きヘルプデスク内)

☎ **050-5540-2056** (平日 8:30 ~ 17:00)

【軽自動車の被災電話相談窓口】

(軽自動車検査協会)

☎ **050-3684-6051** (平日 8:30 ~ 17:00)

当面のごみ処理【家庭ごみ】

【燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ】

通常通り収集(ごみカレンダー通り)

※3月末までごみ処理券(シール)を貼っていない場合も収集。

※燃えるごみは、必ず分別して45ℓ以下の透明か半透明のごみ袋に入れて出してください。45ℓより大きいごみ袋や不透明なごみ袋で出されたごみは、回収できません。一度に大量のごみを出さないようにしてください。

【リサイクルセンターへの自己搬入】

自己搬入の受け入れを再開しました。

※災害ごみは、仮置場へ持ち込んでください。

【災害ごみ仮置場】

地震で使えなくなった家財などに限り、仮置場へ持ち込めます。



災害ごみ仮置場

【場所】 富楽野球場駐車場 (八幡寅-49) 毎週(水)休止

※3月20日(水)は開設し、22日(金)は休止します。

旧志賀中学校グラウンド (堀松6-8-2) 毎週(水)休止

【時間】 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00

※天候によって、受け入れを休止する場合があります。

環境安全課 ☎ 32-9321

古い文書や美術品など すぐに処分しないでください

震災で家庭や地域の古い文書や美術品などにも被害が出ていますが、かけがえのない歴史的財産を将来に守り伝えるため、保全にご協力をお願いします。

○絵画、掛け軸、陶器などの美術工芸品
… 石川県立美術館 ☎ 076-231-7580

○古文書、古い美術品類、生活用具など
… 石川県立歴史博物館 ☎ 076-262-3236

生涯学習課 ☎ 32-9350

被災した事業者への支援策

今回の地震により被災した事業者の皆さまへの支援策が国・石川県から発表されています。

【支援策の例】

・中小企業特定施設等災害復旧費補助金 (なりわい再建支援事業)

被災した工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧に関する費用など

・小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)

機械装置などの購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

各種支援策は、以下のホームページをご覧ください。

【石川県ホームページ】

令和6年能登半島地震に係る事業者支援施策

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/hisai_attention.html



事業再建に向けた経営相談、補助金・融資・雇用維持などの支援制度に関する総合窓口が開設されていますので、相談してください。

【能登事業者支援センター】

☎ **0768-26-2380** (平日 10:00 ~ 17:00)

【場所】 石川県奥能登総合事務所4階(のと里山空港内)
(輪島市三井町洲衛10-11-1)

【ワンストップ窓口】

☎ **0120-330-955** (9:00 ~ 18:00 / 土・日・祝含む)

また、被災した事業者への事業継続や雇用維持などのための各種支援策に関する説明会が、石川県商工労働部経営支援課の主催で開催されています。

【日時】 3月6日(水) 13:00 ~ 15:45

【会場】 能登中核工業団地コミュニティ施設

詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

【石川県ホームページ】

事業者支援施策説明会

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/hisai_seminar24029_14.html



※事業者支援全般の相談は志賀町役場商工観光課でも受け付けています。

商工観光課 ☎ 32-9341

浄化槽コールセンター

浄化槽の被害状況についての調査や復旧工事に関するお問い合わせは、浄化槽コールセンターまで。

☎ **0120-326-121** (フリーダイヤル)

(受付時間: 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝除く)

メール: noto@zenjohren.or.jp

【コールセンターの内容】

- ・被害状況の調査の希望を受け付け、調査業者の手配。
- ・復旧工事などに関する問い合わせやご相談。